



□ 職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年増減数	
	16年	17年		
一般行政部門	議 会	6	6	0
	総 務	76	95	19
	税 務	24	21	△3
	民 生	145	133	△12
	衛 生	22	27	5
	農林水産	25	18	△7
	商 工	3	4	1
	土 木	39	38	△1
小 計	340	342	2	
部行特 門政別	教 育	83	78	△5
	小 計	83	78	△5
会計部門 公営企業等	水 道	12	13	1
	下 水 道	17	12	△5
	そ の 他	4	8	4
	小 計	33	33	0
合 計	456	453	△3	

□ 職員の採用状況

職員の採用は、行政需要の動向や今後の退職者数などを考慮して行っています。平成17年4月1日の職員の新規採用の状況は次のとおりです。

区分	採用人数
一般職	1人

□ 職員の退職状況 (平成16年度)

定年退職	勤奨退職	普通退職等	合計
2人	0人	3人	5人

※総務省地方公共団体定員管理調査による数。職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

※他団体から派遣を受けた職員の着任や帰任は含みません。

□ 勤務時間

原則週休2日制、週40時間勤務で、1日の勤務時間は8：30から17：15までです。

市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で勤務日や勤務時間帯をずらすなど、業務の内容によって異なる勤務形態をとっています。

□ 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇 1年(暦年)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合には、20日間を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇 病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。
- ③特別休暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇 配偶者等の介護が必要な期間(連続する6月以内)について無給で与えられます。

□ 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成16年度に分限処分に該当した職員は2人で、いずれも休職処分でした。

□ 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

平成16年度に懲戒処分に該当した職員はありませんでした。